

いわき市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び同法第243条の2の5の規定に基づき、いわき市市営住宅、いわき市特別市営住宅及び共同施設に係る家賃、駐車場使用料、手数料及び損害賠償金等の収納事務を次の者に委託したことから、同法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

いわき市長  
内田 広之

- 1 委託先  
いわき市内郷小島町新町40番地  
特定非営利活動法人いわき環境システム  
理事長 白井 誠
- 2 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで